

広島県公安委員会告示第 95 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 12 日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
7P0982	告示の日 (平成 19 年 11 月 12 日) から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR パタリロ FM2	アビリット 株式会社 代表取締役 濱野雅弘 (大阪府大阪市中央区南 船場二丁目 9 番 14 号)	左同
7P1028	同上	同上	CRA パタリロ FH	同上	左同